

福島県内において、浄化槽保守点検業者などを装った詐欺行為による被害が多数発生しておりますのでご注意ください。

◆詐欺行為の事例

1. 「浄化槽を見に来た」と保守点検業者を装い、勝手に点検し、薬剤の補充等の調整・修理を行いその代金を請求される。
2. 「保健所と共に後日検査に来るが料金は前納」と説明し、料金を請求される。

◆詐欺行為の概要

- ・ 50歳位の男性が一人で訪問している。（複数名の場合あり）
- ・ 福島ナンバーの白いバンで訪問している。（県南地方の事例）
- ・ 消毒剤のようなものを補充し、2,000円程度（最高被害額：44,000円）を請求される。
- ・ 2,000円程度と低額のため詐欺被害にあったという認識がない場合もある。
- ・ 領収書を発行している場合もあるが、会社名や住所等はすべて架空である。
- ・ リフォーム会社を名乗る場合がある。（実例：株式会社協和リフォーム）
- ・ 浄化槽の保守点検や清掃には、県や市町村の許可が必要だが、許可を取得していない。

◆少しでも不審に思われた場合には・・・

- ・ 身分証明書の提示や名刺を求めると身元を確かめてください。
 - ・ 「必要ありません」と断ってください。
 - ・ 古殿町役場地域整備課管理係（53-4615）に確認してください。
- ※浄化槽の保守点検や清掃は、浄化槽管理者(使用者)と福島県の許可を受けた保守点検業者や清掃業者との間で、業務についての委託契約書を締結して行っております。この契約をしていない業者が、勝手に保守点検や清掃を行うことはできません。
- ※被害に遭わないために、ご自宅の保守点検業者・清掃業者がどこなのか確認してください。